

女性いきいきチャレンジ応援協議体

第1章 総則

(名称)

第1条 本協議体は、女性いきいきチャレンジ応援協議体（以下「協議体」という。）という。

(事務所)

第2条 協議体は、主たる事務所を東京都日野市多摩平2丁目9番地 多摩平の森ふれあい館内に置く。

(目的)

第3条 協議体は、未就労・就労中断中の女性の就労・創業について、NPO等の多様な担い手が協働し、ニーズ調査・啓発、就業・創業支援、定着支援と一貫した女性の多様な働き方へのチャレンジ支援を行い、女性が社会の仕組みを支える新たな労働力として、地域の商業及びその活性化の新たな担い手となること、及び、女性の就労・創業を一貫して支援するシステムを多様な市民活動団体などとの協働・連携により構築し、就労・創業分野における市民活動団体の中間組織を形成することを目的とする。

(事業)

第4条 協議体は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 社会の課題解決につなげる女性の社会参画に関する啓発
- (2) 女性の就労と地域事業者の雇用に関する調査
- (3) 女性の能力開発・技能習得支援事業
- (4) 地域の多様な雇用ニーズと女性の就労のマッチング支援事業
- (5) 地域の新たな産業（商業）を担う女性への創業支援事業

第2章 構成員等

(協議体の構成員)

第5条 協議体は次の者をもって構成する。

- (1) 特定非営利活動法人 R a p p o r t

- (2) 特定非営利活動法人 日野子ども劇場
- (3) 株式会社 日野市企業公社
- (4) 学校法人 国際文化学園国際文化理容美容専門学校
- (5) 虎ノ門 有限責任監査法人
- (6) 日野市

(委員)

第6条 協議体は、前条各号に掲げる構成員の指名するものを委員とする。

- 2 委員の任期は、平成23年 11月 1日から平成25年 4月 30日までとする。
- 3 委員の任期中に変更が生じた場合、当該委員の属する構成員の後任者が引き継ぐ者とし、その任期は前任者の残任期間とする。

第3章 役員等

(役員の数及び選任)

第7条 協議体に次に挙げる各号の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名

- 2 会長は、女性いきいきチャレンジ応援事業の主担当である特定非営利活動法人 R a p p o r t の代表とする。
- 3 副会長は、第6条の委員のなかから会議において選任する。
- 4 監事は、会長が指名し、会議において同意を得て選任する。
- 5 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員の仕事)

第8条 会長は、協議体の体務について総理し、協議体を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときは、その職務を行う。
- 3 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) 協議体の業務執行及び会計の状況を監査すること。
 - (2) 前号において不正な事実を発見したときは、これを会議に報告すること。
 - (3) 前号の報告をするために必要があるときは、会議を招集すること。

(役員任期)

第9条 役員任期、及び任期中の変更については、第6条第2項及び第3項を準用する。

(役員解任)

第10条 協議体は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、会議の議決を経て、その役員を解任することができる。この場合において、協議体は、その会議の開催日の14日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき。

(役員報酬)

第11条 役員は無報酬とする。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(アドバイザー)

第12条 協議体に、会長の指名によりアドバイザーを置くことができる。

- 2 アドバイザーは、協議体の活動について、助言・指導を行う。

第4章 会議

(会議)

第13条 会議は、委員をもって構成し、協議体の設立及び解散を議決するほか、次の各号に掲げる事項を審査し、決定する。

- (1) 規約の制定及び改廃
- (2) 副会長及び監事の選任
- (3) 事業部会の設置
- (4) 事業計画及び予算に関する事。
- (5) 事業報告及び決算に関する事。
- (6) 事業に必要な実費の徴収に関する事
- (7) その他、協議体の運営に関する重要な事項。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議に協議体構成員以外の関係者の出席を求め説明や意見を聴くことができる。

(会議の招集、議決決定方法)

第14条 会議は会長が招集し、会長を議長とする。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって委員に通知しなければならない。

4 会議の議事は、第15条に規程するものを除き、議長を除く出席者の議決権の半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(特別議決事項)

第15条 次の各号に掲げる事項は、会議において、出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

(1) 協議体の規約の変更

(2) 協議体の解散

(3) 構成員の追加及び除名

(4) 役員解任

(書面又は代理人による議決)

第16条 やむを得ない理由により会議に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

2 前項の書面は、会議の開催の日の前日までに協議体に到達しないときは、無効とする。

3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を協議体に提出しなければならない。

4 第14条第2項及び第4項並びに第15条の規程の適用については、第1項の規程により議決権を行使した者は、会議に出席したものとみなす。

(議事録)

第17条 会議の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 開催日時及び開催場所

(2) 当該会議に出席した委員数、第16条第4項により当該会議に出席したとみなされた者の数及び当該会議に出席した委員の氏名

(3) 議案

(4) 議事の経過の概要及びその結果

3 議事録は、第2条の事務所に備え付けておかなければならない。

第5章 幹事会

(幹事会の構成等)

第18条 協議体の業務を円滑に行うため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、第5条の協議体の構成員に所属する者より、会長の指名する者をもって構成する。
- 3 幹事長は日野市企画部男女平等課長とする。
- 4 幹事会は、必要に応じ幹事長が召集する。

(幹事会の権能)

第19条 次の各号に掲げる事項は、幹事会において協議する。

- (1) 会議に付議すべき事項。
- (2) 会議の議決した事項の執行の関すること。
- (3) その他幹事会において必要と認めた事項に関する事。

第6章 事業部会

(事業部会等)

第20条 協議体の活動を推進するため、必要に応じて事業部会を設置することができる。

- 2 事業部会の設置は会議で定める。
- 3 事業部会は、第3条の目的に賛同し、協働で事業を実施しようとする団体等をその構成員とすることができる。

第7章 事務局

(事務局)

第21条 会議の決定に基づき協議体の業務を執行するため、事務局を置く。

- 2 事務局は、第2条の事務所内に置くこととし、特定非営利活動法人 R a p p o r t が事務を行う。
- 3 協議体は、業務の適正な執行のため事務局長を置く。
- 4 事務局長は、会長が任命する。
- 5 協議体の庶務は、事務局長が総括し処理する。

(業務の執行)

第22条 協議体の業務の執行方法については、この規約で定めるもののほか、次の各号に掲げる規程による。

- (1) 事務及び会計処理規程
- (2) その他幹事会において特に必要と認めた規程

(書類及び帳簿の備付け)

第23条 協議体は、第2条の事務所に、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) 協議体規約及び前条各号に掲げる規程
- (2) 役員等の氏名及び住所を記載した書面
- (3) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
- (4) その他前条の各号に掲げる規程に基づく書類及び帳簿

第8章 会 計

(事業年度)

第24条 協議体の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。ただし、協議体発足初年度の始まりはこれによらない。

(経費)

第25条 協議体の経費は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 東京都新しい公共支援事業新しい公共の場づくりのためのモデル事業助成金(平成23年7月21日付23生都管第886号)
 - (2) その他の収入
- 2 協議体の第4条に定める事業の実施に当たって、講座開催等、特別な予算の措置を必要とする事業を実施しようとする場合には、必要に応じて、当該事業に必要な実費を賛同が得られる参加者から徴収することができる。
- 3 前項の徴収は、会議の議決によるものとする。

(会計年度)

第26条 協議体の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。但し、協議体発足初年度の始まりはこれによらない。

(会計に関する事項)

第27条 協議体の現金の出納その他会計に関し必要な事項は、事務及び会計処理規程で定める。

(事務経費支弁の方法等)

第28条 協議体の事務に要する経費は、第25条第1項各号の収入をもって充てる。

(年度事業計画及び収支予算)

第29条 協議体の年度事業計画及び収支予算は、幹事会の承認を得た後、会議の議決を得なければならない。

(監査等)

第30条 会長は、事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、会議の開催の日の14日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

(1) 年度事業報告書

(2) 収支計算書

2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を会議に提出しなければならない。

3 会長は、第1項各号に掲げる書類及び前項の監査報告書について、協議体の承認を得た後、これを第2条の事務所に備え付けておかななければならない。

第9章 協議体の解散及び残余財産の処分

(協議体が解散する場合の地位の承継)

第31条 協議体を解散する場合には、解散総会において、事前に地位の継承者を決定するものとする。

(事業終了後及び協議体が解散した場合の残余財産の処分)

第32条 協議体が解散した場合において、その債務を弁済して、なお残余財産があるときは、総会の議決を経て協議体の目的と類似の目的を有する他の団体に寄付するものとする。

第10章 雑 則

(細則)

第33条 この規約に定めるもののほか、第22条に規程する事務及び会計処理規程その他の協議体の事務の運営上必要な細則は、幹事会の協議を得た後、役員会が別に定める。

附 則 この規約は、平成23年 11月 1日から施行する。